

所、旧工場ニ於テ工場主ト會見右要求を提出シ其認容ヲ迫リタルニ
場主ハ之ヲ拒絶セリ

要求事項

1. 賃銀ヲ一割五分増額ノ事
2. 今回ノ争議ニ對シテ直接同接ノ理由ニ依リ絶對ニ犠牲者ヲ出サ
ザルコト

3. 勤務時間復旧ノ事

(震災前ハ午前七時三十分始業午後五時終業休銀ハ午前十時三十分
午後三時三十分)

4. 疾病年高シ支給スルコト
病欠及勤ノ場合一週内ニ就キ五日分ニ週内ニ作キ十日分一月以上ハ
其割合ヲ以テ支給スルコト

5. 解雇手當ヲ支給スルコト

會社ノ都合ニ依リ從業員ノ解雇セントスル時ハ工場長ノ規定以外ニ
勤続一年以上六月以上ハ三十日所一ヶ年以上ハ三十日分其以上ノ勤続
者ニ對シテハ一ヶ年ヲ増ス毎二十日分ヲ増スコト

6. 衛生設備ノ完全ヲ詳ルコト

天啓勤手當ハ週別トシ一週ニ對シ一週分ヲ支給スルコト

遷刻十分迄ハ免除スルコト

7. 年二回定期日解給ノ事

本日ハ職工等ハ工場ニ出勤セズ因東印刷會社組合本部
ニ集存今後ノ運動方法ニ就キ協議會ニ在リ
右及申(通)報候也